

## 埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、交通の安全と円滑化、交通事故の防止、その他交通安全上の諸問題について関係機関や団体相互の緊密な連携を図るため、埼玉県交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、協議会が実施する次の各号に定める事業とし、経費は当該事業に要する経費とする。

(1) 削除

(2) 交通安全対策協議会活性化助成

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は毎年4月5日とし、その提出部数は、1部とする。

(提出書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項を記載した書類は、当該事業に係る実施要領又は実施計画書等とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第7条 協議会は、前条の通知を受理した後、様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 協議会は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、補助事業等の完了(補助事業等の廃止・事業年度完了の場合を含む。)後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とし、その提出部数は、1部とする。

(確定通知書の様式)

第 10 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

(書類の整備等)

第 11 条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 12 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号

埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

下記により、 年度埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

4 補助事業の計画

5 補助事業の経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	補助金の額	備 考
計	円	円	

6 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減額	備 考
計	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減額	備 考
計	円	円	円	

7 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

8 添付書類

様式第2号

埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け交対協第 号で申請のあった 年度埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払い方法 概算払い
- 3 交付条件
  - (1) この補助金の使用方法は、申請書記載の事業のとおりとする。
  - (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は知事の承認を受けること。  
ただし、経費の配分の20%を超えない増減はこの限りではない。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

様式第3号

埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円也

埼玉県交通安全対策協議会事業費

(交付決定通知 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号)

上記のとおり請求します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所  
名 称  
代表者氏名

埼玉県知事

下記の口座へ振り替えてください。

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通 ・ 当座 No.	
ふりがな 口座名義		

様式第 4 号

埼玉県交通安全対策協議会事業費補助事業実績報告書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
年度埼玉県交通安全対策協議会補助事業の実績について、補助金等の交付手続等に関  
する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 13 条の規定により、関係書類を添え、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の成果
  - (1) 事業の目的
  - (2) 実施事業の内容



3 補助事業の経費の配分

区 分	補助事業に要した経費	補助金の額
計	円	円

4 収支精算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増△減額	備 考
計	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増△減額	備 考
計	円	円	円	

5 補助事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

6 添付書類

様式第5号

埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度埼玉県交通安全対策協議会事業費補助金については、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 確定額 金 円